

1 新型コロナウイルス関係（※（２）アの項目以外は７月７日現在の最新情報を記載）

バリ州、西ヌサトゥンガラ州、東ヌサトゥンガラ州（以下「当館管轄州」と称す）における最新情報は、以下のとおりです。

インドネシア政府や日本政府による各種規制等については、新型コロナウイルスの影響で頻繁に変更・追加が繰り返されています。最新情報の入手と情報のアップデートに努めてください。

（１）新型コロナウイルスの現状

政府主導のワクチン接種プログラムが開始され、観光要所であるバリ島の一部地域等を優先にワクチン接種率が上昇していますが、インドネシア国内では新たに変異株も確認され、ジャカルタを中心としたジャワ島では新規感染者数が連日過去最大を記録し、７月３日から事実上の部分的ロックダウン状態にあります。現地日系企業の中には社員を一時帰国させるなどの対応をとっているようで、依然として収束の目処は不透明な状態です。

また、バリ州やインドネシア国内の一部地域では、国際観光再開に向けての動きが見られていましたが、現在のところ新型コロナ感染拡大を理由に、中央政府から再開不可とされ延期状態になっています。

（２）感染情報および検査機関等

ア インドネシア保健省発表の感染情報

管轄州内の当館把握日本人感染者は、現在、バリ州で累計１３人ですが、潜在的な件数は更に多いと思料されます。

| ６月３０日現在   | 累計感染      | 治療中     | 回復        | 死亡     |
|-----------|-----------|---------|-----------|--------|
| インドネシア    | 2,178,272 | 239,368 | 1,880,413 | 58,491 |
| バリ州       | 50,217    | 1,707   | 46,950    | 1,560  |
| 西ヌサトゥンガラ州 | 14,594    | 578     | 13,398    | 618    |
| 東ヌサトゥンガラ州 | 18,416    | 1,754   | 16,203    | 459    |

イ 各州政府情報と医療機関情報

当館管轄州における州ごとの感染状況や医療機関の情報については、当館ホームページ（トップページ [https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)）においてご確認ください。

（３）新型コロナウイルス関係各種規制措置

６月に始まったジャワ島を中心とした変異株を含む新型コロナウイルス感染の急激な拡大を受け、７月に入ってからインドネシア政府は緊急活動制限や移動制限をめぐめるしく発出しています。

ア ジャワ・バリでの緊急活動制限

７月３日から７月２０日までの間、社会活動全般における活動制限を過去最大級に強化しました。詳細については７月２日付け当館のお知らせ（インドネシア政府によるジャワ・バリでの緊急活動制限の実施：<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100207728.pdf>）を参照ください。

イ 国内外の移動規制（7月6日から追って定めのあるまで）

（ア）インドネシア入国には2回のワクチン接種を完了した証明の提示が必要

（イ）インドネシア入国には3×24時間以内のPCR検査陰性証明が必要

（ウ）インドネシア入国後の政府指定場所隔離（自費）が8×24時間に延長

（エ）インドネシア国内の長距離移動には、最低1回目のワクチン接種を完了した証明の提示が必要

（オ）インドネシア国内の長距離移動には2×24時間以内のPCR検査陰性証明又は1×24時間以内の迅速抗原検査陰性証明が必要で、バーコード又はQRコードの付されたものであること

主たる移動規制の内容は上記のとおりですが、詳細については当館ホームページのお知らせ等を参照ください。

（4）日本国政府による各種措置

ア 日本国政府によるインドネシアへの渡航中止勧告

日本国外務省は、2020年3月31日以降、インドネシアに対する感染症危険情報をレベル3（渡航は止めてください。（渡航中止勧告））としています。

イ 一時帰国者を対象としたワクチン接種事業

海外在住の日本人等に対する新型コロナワクチン接種事業が、8月から成田・羽田の2空港特設会場において開始されます。ただし、諸条件や接種可能期間について制限があるため、日本においてワクチン接種を希望する方は、外務省特設ホームページを参照ください。（特設HP <https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>）

ウ 日本入国時の検疫手続き等

インドネシアが変異株指定国に指定されたため、7月9日以降インドネシアからの日本人を含む全ての入国者には、入国後検疫所長の指定する場所における10日間の隔離（隔離中PCR検査3回あり）が課せられました。また、前記10日間を含む14日間の自主隔離は継続して行われており、その間は不要な外出や公共交通機関の利用はしないよう要請されています。日数起算は入国日翌日からとなります。

エ 日本入国時の必要手続き

（厚労省HP参照 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)）

（ア）出国前72時間以内のPCR検査陰性証明（厚労省指定の書式推奨）の提示

（イ）誓約書（厚労省指定書式（自宅待機、公共機関不使用、各種アプリの導入等））の提出

（ウ）スマートフォンの携行とアプリ登録（下記アプリ不対応スマートフォンの場合は対応スマートフォンのレンタルが必要）

・OEL（位置情報確認アプリ） ・Skype または WhatsApp（ビデオ通話アプリ）

・GoogleMaps 位置情報保存設定（位置情報保存） ・COCOA（接触確認アプリ）

（エ）質問票へのWEB回答とQRコードの作成・提示

※（ア）の陰性証明については、必ず出発前に自身で取得する必要がある。

2 犯罪情勢（4月～6月）

（1）一般犯罪（窃盗・詐欺等）

当館管轄州において、日本人関連の事案発生認知は2件です。新型コロナウイルスにかかる社会活動制限のため休業・失業率が高くなってきており、主にローカル間の事件

ではあるが、生活困窮を理由とした窃盗や侵入盗等の事件報道が散見されます。在宅・外出時を問わず、家屋の戸締まりや施錠は確実に行之、外出先においても貴重品の管理には十分な注意が必要です。

ア 6月中旬：加害、在留日本人、スーパーで万引き、警察に身柄拘束

イ 6月中旬：被害、在留日本人、夜間就寝中の自宅、パソコン等窃盗被害

## (2) 凶悪犯（強盗・殺人・強姦等）

当館管轄州において、日本人関連の事案発生は認知していません。ただし、ローカル間の事件は発生しており、特に昨年末からは犯罪の凶悪化の傾向も見られるため、注意が必要です。

## (3) 薬物犯（大麻・覚せい剤等）

当館管轄州において、日本人関連の薬物犯事件認知は1件です。報道で薬物犯罪の事件の検挙等を見かけることが多くなっています。インドネシアでは薬物犯罪は厳重に処罰されるため、絶対に関わらないようにしてください。

ア 6月上旬：在留日本人、大麻所持、警察に身柄拘束

## (4) その他の犯罪

当館管轄州において、日本人関連の粗暴犯、風俗犯、略取・誘拐等の発生は認知していません。

## (5) 入国管理法・国外退去処分等

当館管轄州において、日本人関連の入国管理関係の事案認知は3件です。報道によれば、法務人権省は2021年1月～5月の間に外国人78人（国籍詳細不明）が新型コロナ対策プロトコール違反や不法滞在で国外退去処分されたとしています。

# 3 テロ・爆発物事件情勢（4月～6月）

当館管轄州において、テロ・爆発物事件は発生しておらず、具体的な危険情報はありませんが、インドネシア国内の他の地域では、テロ事件の発生とテロリスト検挙報道が続いており、3月28日にはマカッサル教会前自爆テロ、3月31日にはジャカルタ国家警察けん銃襲撃の発生がありました。引き続きテロの標的となりやすい場所（政府・警察関係施設、宗教関連施設、外国人が多く集まる場所等）を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、万一不審な人物や物、状況を察知した場合には、速やかにその場を離れる等、自身の安全確保に努める必要があります。

# 4 デモ・抗議活動等（4月～6月）

バリ州で小規模デモが2件ありました。5月24日デンパサール市内レノン地区でイスラエルのパレスチナ攻撃に反対する小規模デモ、5月31日デンパサール市内レノン地区でパプア出身学生らによる政治犯釈放を求めるサイレントデモがありましたが、大きな混乱もなく警察の統制下でデモは終了したとの情報です。

# 5 交通事故等（4月～6月）

交通量が回復傾向にあり、各所で交通事故の発生が目につきます。安全確認の徹底や走行速度を控える等、事故に遭わないための防御運転を励行する必要があります。

6月29日夜に、ギリマヌック港においてフェリーの転覆事故があり7人の死者が出まし

たが、日本人の被害はありませんでした。

## 6 自然災害（4月～6月）

### （1）アグン山の状況

現在、アグン山の噴火警戒レベル 2（注意）となっています。火口から半径 2 キロメートル圏内への立ち入りは規制されていますので、登山等で立ち入ることはできません。

### （2）レウオトロ山の状況（※在留届ベースでは、付近に在留日本人は見当たらず）

2020 年 11 月末に噴火した東ヌサトゥンガラ州レンバタ島のレウオトロ山ですが、6 月に入ってから火口からマグマの噴出を伴う噴火が度々見られ、噴火警戒レベル 3（避難準備）が継続しています。火口から半径 4 キロメートル圏内への立ち入りは禁止されています。

### （3）地震関連

当館管轄州周辺海域において、マグニチュード 2～6 程度の地震が発生しています。当該地震に関係する日本人被害の報告は、当館では確認していませんが、引き続き津波を含む地震の発生に注意が必要です。

## 7 感染症情報（4月～6月）

### （1）デング熱

バリ州保健省によれば、バリ州における 1 月～5 月のデング熱発症件数は 1,803 件と増加傾向にあり、政府も警戒を強めているとのことです。

デング熱は蚊を媒体とするため、屋外の蚊が多くいる場所で活動する場合は、できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用するなど、蚊にさされないように注意が必要です。

### （2）狂犬病

報道によれば、最近バリ島のジュンブラナ県やクルンクン県等で、子どもを含む住民が狂犬病の犬に咬まれる事件が発生しています。

狂犬病ウイルスは発症後ほぼ 100% 死亡に至る危険なウイルスです。野良犬や野生動物への接触は避け、万一それらに咬まれた場合は、傷口を丁寧に洗浄し、医師に相談の上で必要に応じてワクチン接種する必要があります。

## 8 対日感情（4月～6月）

対日感情は基本的に良好であり、特段の変化は見られません。

## 9 日本企業の安全に関わる諸問題（4月～6月）

日系企業の安全に関わる問題は認知していません。

## 10 援護事案

### （1）日本人援護事案の傾向

体調不良や経済的困窮で当館への援護依頼が増加傾向にあります。また、ビザ手続き関係の不備による日本人の不法残留事案も散見されます。

#### <援護案件の例>

ア 予てより煩っていた鬱が悪化して自殺をした。

- イ 新型コロナ禍による金銭苦で困窮し窃盗を行った。
- ウ 新型コロナ禍の救済措置（やむを得ない場合の滞在許可）終了を知らず、ビザ未取得で不法残留（罰金）になってしまった。
- エ ビザ代理申請を依頼した友人の申請不備・遅滞によって不法残留（罰金）となった。
- オ 安価なビザ申請代行を持ちかけてきた人物がお金を持ち逃げした。
- カ ビザ有効期限間近の帰国を計画していたが、搭乗前の PCR 検査で陽性結果となり、予定の帰国便に乗れず、回復までの期間が不法残留（罰金）として扱われた。

## （２）節度ある SNS 等の投稿と保健プロトコルの順守

外国人の言動は注目を浴びやすく、特に新型コロナ禍になってからは SNS 等での投稿を発端とした外国人の保健プロトコル違反や不適切投稿等が大きなトラブル（いわゆる炎上）に発展する事案が多く見られます。場合によっては投稿者の画像や氏名が報道で大きく取り上げられ、投稿者の意図しない大きな問題にもなりかねません。取締機関は SNS 等の投稿監視も行っており、場合によっては事件化や国外強制退去等の嚴重措置をとっています。

節度ある SNS 等の投稿や保健プロトコルの順守は、自身の身を守るためだけでなく、大切な家族や友人を意図せぬ誹謗中傷から守り、新型コロナの感染予防にもつながることを改めて認識していただき、我々日本人がインドネシア在留外国人の見本となるような行動をとれるよう心がけてください。

## （３）当館からのお願い

前記の例のようなトラブルに陥らないために、以下の点を再確認してください。

- ア ３ヶ月以上当館管轄州に滞在する場合は在留届を提出する。
- イ 傷病等悪化の前に医療体制の整った日本へ帰国する。
- ウ 自己の経済状態をしっかり把握し、困窮する前に日本帰国等対策をとる。
- エ ビザ等の更新・申請は信用のできる人物（エージェント等）に依頼する。
- オ 帰国に際しては、PCR 検査陽性の可能性を考慮してビザ有効期限に余裕を持つ。
- カ 在留届記載の緊急連絡先が現在も万一の際に対応可能かを再確認する。
- キ 万一の緊急帰国に備えて必要な航空運賃等を確保しておく。
- ク 滞在地域の新型コロナ対策保健プロトコルを順守する。
- ケ SNS 等への投稿時は、内容が攻撃対象とならないよう節度を持ったものを心がける。

（了）